平成２４年（フ）第９７５号
千葉県船橋市海神１丁目９番21―105号
破産者　井上　帥夫
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２４号
千葉県浦安市日の出20ｓｅａ―Ｄ
破産者　合資会社ＬｏｃｏＤｉｎｉｎｇ
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２５号
千葉県浦安市当代島３丁目５番17―307号
ウインドミル浦安
破産者　加賀谷恭子
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３５４号
神奈川県大和市下鶴間1793番地12
破産者　サトー総合設備株式会社
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３８号
福井県越前市家久町第88号17番地の11
破産者　サクセス株式会社
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
福井市蒲生町第19号６番地１、登記簿上の本店所在地福井市蒲生町第12号４番地
破産者　株式会社越前本家越廼屋
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７９号
福井市中央１丁目17番１号
破産者　有限会社ディッシュ
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５２号
倉敷市堀南665番地　オノフラッツ103号、開始決定時の住所名古屋市東区東桜１丁目５番10号　Ｃｏｌｌｅｃｔｉｏｎ東桜503号
破産者　丁場　康博
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０８６号
名古屋市守山区小六町11番16号
破産者　中杉印刷株式会社
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３０３号
名古屋市昭和区川名町１丁目23番地の１　タウンハウス川名101号
破産者　株式会社清水産業
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５８号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目13番12号
破産者　株式会社ネクスターテイメント
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４４１号
兵庫県三木市志染町細目23―24―２
破産者　株式会社イズミコーポレーション
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県田川郡福智町赤池字長林318番地９
破産者　有限会社亀谷組
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３２１号
北海道留萌市港町１丁目38番地
破産者　株式会社橋本水道工業
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７２２号
東京都清瀬市下清戸４丁目432番地の１
破産者　株式会社オオクマ
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７２３号
東京都清瀬市下清戸４丁目427番地11
破産者　大熊　敬一
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５７号
東京都昭島市松原町２丁目13番11号
破産者　有限会社コアコンピタンステクノロジー
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７５８号
東京都あきる野市伊奈1056番地１エトワール101号、破産手続開始決定時の住所東京都あきる野市伊奈1235番地５
破産者　渡邊　一成
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７７９号
東京都小平市小川東町1801番地の１ルミナス小平弐番館110号
破産者　有限会社オフィステラ
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７８０号
東京都東村山市野口町１丁目26番地21第１小山ハイツ205、開始決定時の住所東京都小平市小川東町1801番地の１ルミナス小平弐番館110号
破産者　寺山　浩三
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１３５号
東京都板橋区徳丸８丁目18番13号
破産者　有限会社セラロック
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部